

簡易公募型プロポーザル方式に関する質問書兼回答書

案件名	雨庭整備工事（四条堀川交差点北西角）
場所	京都市下京区唐津屋町地内 四条堀川交差点北西角（道路区域内）
資料配布期間	令和元年7月9日 ～ 令和元年7月17日
提案書提出期限	令和元年7月31日 午後5時00分

NO.	該当箇所（図面番号・仕様書番号等）	質問事項	回 答（京都市記入欄）
1	仕様書 2頁	仕様書の3、概要及び留意点の中で、＜管理について＞で、「散水栓を一箇所設置すること。」とありますが、敷地内に引き込み可能な給水本管は、どこに埋設されていますか。	仕様書3頁に記載のとおり、地下埋設物の詳細については、各 占有企業者へ確認してください。
2	仕様書 2頁	また、＜管理について＞で道路管理者以外が立ち入れない構造とすることになってますが、管理用の扉の構造は、規格や素材に制限がありますか。	管理用扉の設置は必須ではありません。扉の有無や仕様等も含め、 審査の対象とします。
3	—	道路と歩道の高さ関係が理解できる測量図はありますか。なければ、管轄区域の南部土木事務所で確認することは、可能でしょうか。	当室、南部土木事務所ともに測量図はありません。
4	仕様書 2頁	周辺と同じ種類のインターロッキングブロックを復旧するため、既存の舗装の詳細断面図をお知らせください。	同形・同色であればメーカーは指定しません。厚みは60mm (歩道用ブロック)、その他の仕様は仕様書1頁に記載のとおり、 土木請負工事必携（平成30年4月京都市）によるものとします。
5	—	既存植栽帯縁石（高さ約0.5m）は、この計画地で再利用して問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	仕様書 2頁	車道・街渠板・歩道の現況地盤高等については、受注者決定後に図面を支給いただけますでしょうか。	受注候補者選定後、周辺部を含めた測量データの貸与を予定しています。

7	仕様書 2頁	車道の雨水が雨庭に入るよう、歩車道境界ブロックに2～3ヵ所ほど水が入る流入口を設けて問題ないでしょうか（南東角の雨庭と同様の形状で）。	仕様書2頁に記載のとおり、歩車道境界ブロックについては、構造変更することを認めますが、機能については維持することとします。
8	—	南東角の雨庭にあるような、解説サインの設置は本工事予算とは別途でしょうか。	解説サインの設置を技術提案に含めた場合は、本工事予算に含むものとします。
9	仕様書 2頁	インターロッキングの厚みは60mmでよろしかったですでしょうか？	御質問のとおりです。
10	—	「配置予定技術者」は、主任技術者の配置予定技術者でよろしかったですでしょうか？	御質問のとおりです。